大阪大学大学院工学研究科附属フォトニクスセンターにおける装置利用実施要項

(趣旨)

第1条、大阪大学大学院工学研究科附属フォトニクスセンター(以下「フォトニクスセンター」という。)が管理及び運用する装置の学外者の利用に関し必要な事項は、「国立大学法人大阪大学資産貸付取扱要領」に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(利用者の資格)

- 第2条 装置を利用できる者は、次の各号いずれかに所属する企業研究者・または個人とする。
 - (1) 協働機関
 - (2) 入居企業
 - (3) パートナー企業
 - (4)前1~3号の利用はフォトニクスに関連した起業、またはフォトニクスに関連した製品 化を目的とした研究・開発に限られる

(装置が利用できる時間)

第3条 装置が利用できる時間は、原則として日曜日、土曜日,国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)を除く日の午前9時から午後5時までの間とする。

(利用の申請及び承認)

- 第4条 装置を利用しようとする者は、大阪大学大学院工学研究科附属フォトニクスセンター長(以下「フォトニクスセンター長」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 フォトニクスセンター長は、前項の申請を受理した場合において、当該申請が本事業の趣旨に照らし適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、装置の利用に当たっては善良なる管理者の注意義務を持ってこれに当た らなければならない。

(目的外利用の禁止)

第6条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に装置を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(利用承認の取消し等)

第7条 フォトニクスセンター長は、利用者がこの要項に違反し、フォトニクスセンターの 運営及び装置の利用に重大な支障を生じさせると判断したときは、第4条第2項の承認 を取消し、利用を中止することができる。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は重大な過失によりその利用に供する設備を滅失し、破損、 又は汚損したときは、直ちにフォトニクスセンター事務室または担当の技術職員に届け 出るとともに、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(傷害保険)

第9条 利用者は、不慮の事故に備えて傷害保険に加入するものとする。

(秘密の保持)

第10条 利用者は、装置の利用に当たり、知り得たフォトニクスセンターの技術上の秘密若しくは個人情報等について、その一切の情報に係る秘密の保持に十分配慮しなければならない。

(免責)

第11条 フォトニクスセンターは、装置の利用によって利用者に生じた損害について、利用者に対し責任を負わないものとする。

(利用料金)

第12条 利用者は、装置の利用に要する消耗品費用(以下「利用料」という。)を納入する ものとし、その額は、別表(装置利用料)に定めるところにより算出される額とする。

(納入の方法)

第13条 前条第1項に定める利用料の納入は、本学が指定する預金口座へ本学が指定する 日までに振り込むことにより行うものとする。

(その他)

第14条 この実施要項に定めるもののほか、フォトニクスセンターにおける装置利用に関 し必要な事項は、別に定める。

附記

- この要項は、平成25年10月8日から実施する。
- この改正は、平成26年2月14日から施行する。
- この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- この改正は、平成27年10月1日から施行する。
- この改正は、平成29年4月1日から施行する。